

2.2 学校給食への異物混入

【事例】

学校で給食時間となり、給食を食べ始めたところ、ある生徒がパンの中に縫い針が入っていると担任に申し出た。

○発生時の対応のポイント

[初期対応]

- ・担任等は、当該生徒の負傷の有無を確認し、学級の他の生徒に対して給食を食べないように指示するとともに、直ちに管理職に報告する。
- ・管理職は、直ちに校内放送等により、全校の生徒及び教職員等に対して給食を一時停止するよう指示するとともに、他の学級の状況を把握する。
- ・管理職は、発見した異物の現状を確認するとともに、健康被害が生じる恐れや影響が及ぶ範囲について教職員や学校給食従事者等の関係職員と協議を行い、状況に応じて給食の中止（全部・一部）又は継続等の判断を行う。
- ・管理職は、教育委員会に事故の状況を報告するとともに、今後の対応策について協議する。
- ・管理職は、生徒に健康被害が生じる恐れがあると判断した場合は、保健所等にも連絡する。

[状況の把握]

- ・担任等は、当該生徒の健康状態や対応等について正確に記録する。
- ・管理職は、異物発見時の状況（食器・食缶の場所、配膳の方法、児童生徒の状況等）を確認するとともに、現物（袋等も）を可能な限り現状のまま保存する。
- ・管理職は、パン業者の納入担当者及び検収責任者からの搬入時の状況（時刻・場所・個数等）とその後の保管状況を確認する。
- ・管理職は、故意に混入させたことも考えられることから、来校者名簿等から来校者を確認する。

[保護者への対応]

- ・保護者説明会等を設け、異物混入の状況を説明するとともに、これまでの対応内容や今後の対応等について文書を配布する等し、不安解消に努める。

[生徒への対応]

- ・全校集会等により、生徒に事故の状況と対応について説明し、不安解消に努める。

[関係機関等との連携]

- ・管理職は、必要に応じて警察へ届け出るとともに、捜査に協力する。
- ・管理職は、保健所（混入した物によっては学校医、学校薬剤師）に連絡し、対処の方法について指示を受け、対応する。
- ・校長は、翌日以降の給食の中止や献立内容の変更等の対応策について、教育委員会及び栄養教諭等と協議する。
- ・教育委員会は、校長及び栄養教諭等と協議し、学校給食の安全管理体制が整い、食品の安全性が確保された時点で学校給食へのパンの提供再開を決定する。

[教育委員会への報告]

- ・管理職は、直ちに教育委員会へ事故の状況を報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ随時報告する。
- ・校長は、事故原因究明後、対応の経過、今後の再発防止策等をまとめ、速やかに所定の様式により教育委員会へ報告する。

[報道機関等への対応]

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職等が当たる。

○今後の対応策（未然防止）のポイント

- ・管理職は、学校給食の安全管理のため、衛生管理責任者と連携し、確実な検収作業の実施や食品の安全な保管について指示するとともに、給食室や配膳室に部外者が立ち入ることがないように施設の施錠等の管理体制を整える。
- ・担任等は、安全に給食を実施するため、給食当番の運搬や配膳の方法、教室の環境の整え方等について児童生徒等への指導を徹底する。